

《第83回1級販売士検定試験 受験案内》

釜石商工会議所

◎試験日：平成31年2月20日（水）午前9時30分～

◎実施級：1級

◎会場：釜石商工会議所（釜石市只越町1-4-4）

※申込み状況により、変更となる場合があります。

◎申込み：

①申込期間：平成30年12月17日（月）～平成31年1月25日（金）

②申込方法：

- ・当商工会議所所定の申込書に必要事項を必ず本人自筆により記入の上、受験料、顔写真を添えて申し込みください。また、一部科目合格者は科目別合格証明書を提出してください。
- ・受験申込書は、釜石商工会議所窓口、ホームページより入手してください。
- ・試験当日は、必ず身分証明書【運転免許証、学生証等、〔氏名、生年月日、顔写真のいずれも確認できるもの〕】をご持参ください。

③受験料：7,710円

◎受験票の発送：受験票の発送は2月5日頃を目途に発送します。

（※2月10日になっても受験票が届かない場合は、釜石商工会議所までご連絡ください。）

試験概要

1. 1級は筆記試験（「小売業の類型」「マーチャンドライジング」「ストアオペレーション」「マーケティング」「販売・経営管理」）を行います。筆記試験（全5科目）を受験しないと失格になります。但し、前回あるいは前々回の販売士検定試験（1級）において、一部の科目について70点以上の成績を得た者に対しては、今回の検定試験において経過措置が適用され、一部の科目の試験が免除されます。なお、受験を希望する者は、経過措置によって免除となった科目を受験しても差し支えありませんが、この場合、当該免除科目に対する免除規定は適用されません。
2. 合格の判定は、筆記試験の得点が平均して70点以上であって、中央機関に設置した中央検定試験委員会が適当と認めたものを合格者とする。ただし、筆記試験について、50点に満たない科目がある場合は、不合格とする。
科目別合格保留制の規定による合格基準点は、70点以上とし、上記による合格の判定は、前々回あるいは前回の試験において、試験の一部免除の適用を受けた科目の合計点と当回の試験において受験した科目の合計点を合わせた総得点をもって行う。
3. 試験科目の免除については、合格の判定の結果、不合格となった者であって、試験科目のうち一部の科目について、中央機関が共同して定める基準以上の成績を得た者に対しては、その直後から実施される2回の販売士検定試験（1級）において、当該科目の試験を免除する（科目別合格保留制）。ただし、受験を希望する者は、経過措置によって免除となった科目を受験してもさしつかえないが、この場合は、当該免除科目に対する本免除規定は適用しない。

商工会議所検定情報ホームページ

<http://www.kentei.ne.jp/>

～企業が認める商工会議所試験が、
あなたのキャリアアッププランを応援！～

【問い合わせ先】

釜石商工会議所 総務課
〒026-0021
釜石市只越町1-4-4
TEL 22-2434

（主催：日本商工会議所・釜石商工会議所）

受験者への連絡・注意事項

☆受験料の返還

- ・一度申し込まれた受験料の返還および試験日の延期・変更は認められません。

☆入場許可

- ・試験会場には所定の申込手続きを完了した受験者本人のみ入場を許可します。

☆遅刻

- ・試験開始後の試験会場への入場は認めません。

☆本人確認

- ・受験に際しては、身分証明書を携帯してください。

☆試験中の禁止事項

- ・次に該当する受験者は失格とし、試験途中で受験をお断りするとともに、今後も受験をお断りするなどの対応を取らせていただきます。

- ①試験委員の指示に従わない者
- ②試験中に、助言を与えたり、受けたりする者
- ③試験問題等を複写する者
- ④答案用紙を持ち出す者
- ⑤本人の代わりに試験を受けようとする者、または受けた者
- ⑥他の受験者に対する迷惑行為を行う者
- ⑦暴力行為や器物破損など試験に対する妨害行為におよぶ者
- ⑧その他の不正行為を行う者

☆飲食、喫煙

- ・試験中の飲食、喫煙はできません。

☆試験施行後に不正が発覚した場合の措置

- ・試験の施行後、不正が発覚した場合、当該受験者は失格または合格を取り消し、今後の受験をお断りするなどの対応を取らせていただきます。

☆試験内容、採点に関する質問

- ・試験問題の内容および採点内容、採点基準・方法についてのご質問には、一切回答できません。

☆答案の公開、返却

- ・受験者本人からの求めでも、答案の公開、返却には一切応じられません。

☆合格証書の再発行

- ・合格証書の再発行はできません。

☆試験が施行されなかった場合の措置

台風、地震、洪水、津波等の自然災害または火災、停電、システム上の障害、その他不可抗力による事故等の発生により、やむをえず試験が中止された場合は、当該受験者に受験料を全額返還いたします。ただし、中止にともなう受験者の不便、費用、その他の個人的損害については何ら責任を負いません。

☆答案の採点ができなかった場合の措置

- ・台風、地震、洪水、津波等の自然災害または火災、盗難、システム上の障害等により、答案が喪失、焼失、紛失し採点できなくなった場合は、当該受験者に受験料を全額返還いたします。ただし、これにともなう受験者の不便、費用、その他の個人的障害については何ら責任を負いません。